

政令第 号

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十八条第一項（同法第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該住所の全部の公告に支障があると認めるときは、当該住所の一部の公告をもつて当該住所の全部の公告に代えることができる。

第三十五条第四項中「こえない」を「超えない」に、「こえなくなつた」を「超えなくなつた」に改め、同条第五項及び第十項に次のただし書を加える。

ただし、当該住所の全部の公告に支障があると認めるときは、当該住所の一部の公告をもつて当該住所の全部の公告に代えることができる。

附 則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

理 由

土地区画整理審議会の委員の候補者等の個人情報保護を図るため、当該候補者等の住所の一部の公告について定める必要があるからである。